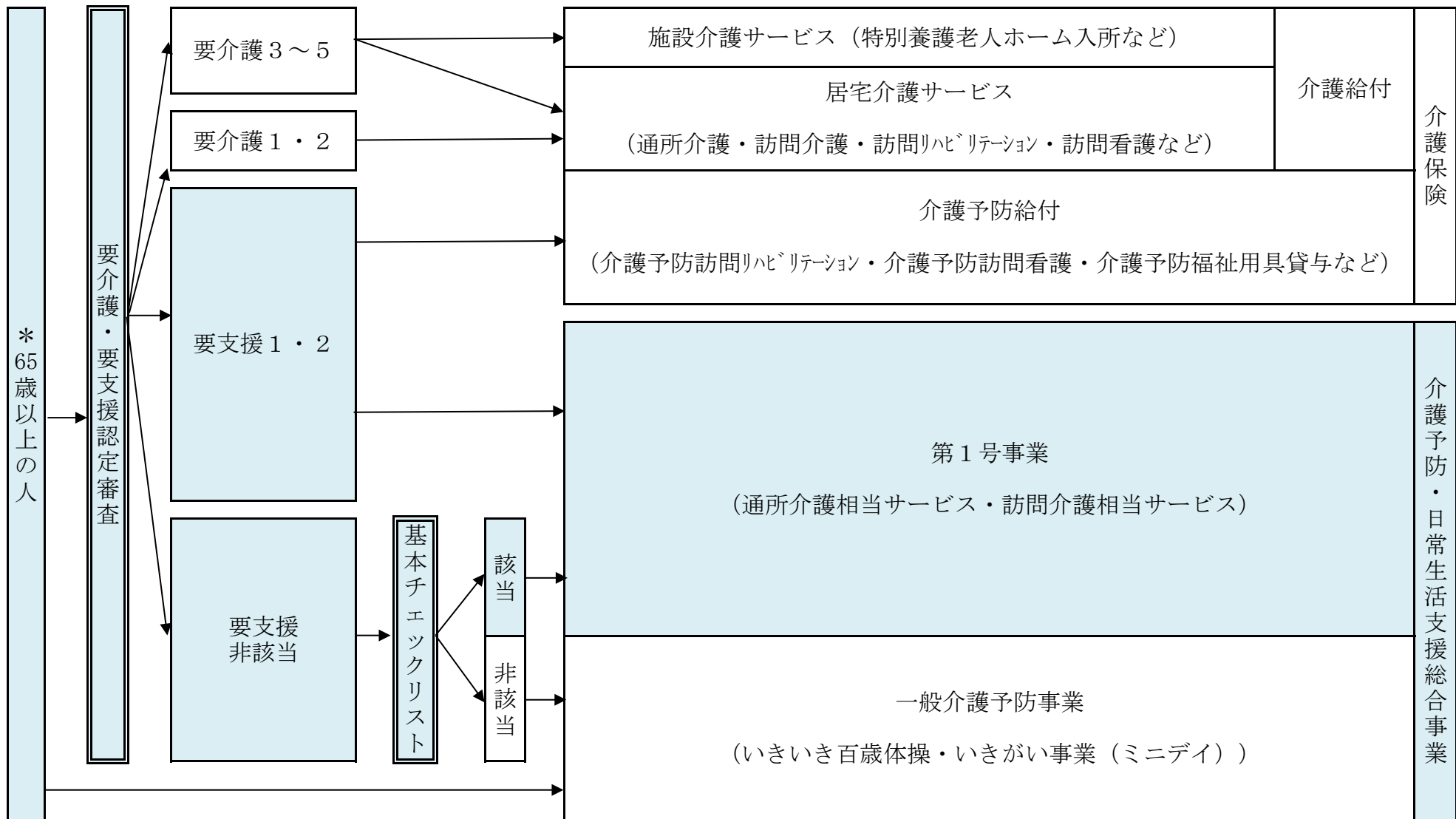


要支援者のデイサービスなどの利用手続



*65歳未満の人であっても、40歳以上で特定の疾病を有する場合は、要介護1～5の認定を受けると介護給付を利用できます。
 また、要支援1・2の認定を受けると介護予防給付や第1号事業を利用できます（一般介護予防事業の利用は65歳以上の人のみ。）。